

給食の食材及び牛乳の品質維持に対する陳情

陳情の理由

■給食の食材および牛乳について下記の問題があると考えます。

1. 食材

学校給食法で照らして適切な衛生管理につとめるとあります「学校給食衛生管理基準」にて、給食の食材については「有害なもの又はその疑いのあるものは避けること。」と明記されています。

現在の福島第一原発による放射線汚染にて、土壌が汚染されていることが確認された地域の食材については、全品検査が行われている訳ではなく、危険性が疑われている食材という認識のもと、調理直前に放射能汚染に関しましても安全性が確認できないのであれば使うべきではないと考えます。

2. 牛乳

牛乳に関しましても同様に、「新鮮かつ良好なものが飲用に供されるよう品質の保持に努めること」と明記されております。現在の放射能汚染されている疑いのある原乳を使用している牛乳が「新鮮かつ良好なもの」という認識は出来ず、放射能汚染されていない地域の原乳のみを使用している牛乳以外は使用すべきではないと考えます。

※学校給食衛生管理基準 に関しては、＜参考文献-1＞を参照願います。

上記2点より、下記の項目についてただちに実施していただけるよう陳情します。

記

1：食材の産地を事前に公開すること

土壌調査等の情報から、汚染地域は判断でき、産地からその疑いのある食材は判断できます。事前に公開していただく事で、学校へ問い合わせ等が可能になり、学校側と保護者間でのスムーズな給食の安全確認が可能となります。

2：土壌が汚染されていると思われる地域の食材は使用しないこと。

疑いのある食材は使用しないとなっておりますので、使用しないが基本方針と考えます。

3：土壌が汚染されていると思われる地域の食材は放射能検査した後に使用すること。

土壤が汚染されていると思われる地域の食材をどうしても使用する場合は放射能の検査を学校側の責任にて実施した後に使用すること。その際の検査方法、検査結果を公開すること。

4：1～3の実施が難しい場合、お弁当の持参を許可すること。

1～3を実施するには、コストも、時間もかかることから、即時実施が難しいことが予想されます。そこで暫定処置として、お弁当の持参を許可していただければ、家庭で調達した安心できる食材を即時に子供に提供する事が可能となります。

5：牛乳に関して、土壤汚染地域の原乳が混ざっていない牛乳を使用すること

新鮮かつ良好なものが飲用に供されるよう品質の保持に努めることとありますので土壌汚染地域の原乳が混ざっている牛乳は適していないと考えます。

6：5の対策が現実的でない場合、水筒の持参を許可すること

牛乳に関しては、原乳の不足から調達の困難が予想されます。そこで家庭より水筒の持参を許可していただければ、牛乳が無くても問題はなくなります。カルシウム不足を懸念されるのであれば、補強できるドリンクを許可していただければ問題ありません。

平成23年8月19日

陳情者代表

[illegible]

氏名 ■■■■■■ 印 外0人 (0人)

江戸川区教育委員会 委員長 土田 アイ子 殿

住所	氏名

<参考文献-1>

学校給食衛生管理基準より抜粋

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/_icsFiles/afieldfile/2009/09/10/1283821_1.pdf

第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準

1 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準は、次の各号に掲げる項目ごとに、次のとおりとする。

(2) 学校給食用食品の購入

③食品の選定

一 食品は、過度に加工したものは避け、鮮度の良い衛生的なものを選定するよう配慮すること。また、有害なもの又はその疑いのあるものは避けること。

(3) 食品の検取・保管等

七 牛乳については、専用の保冷库等により適切な温度管理を行い、新鮮かつ良好なものが飲用に供されるよう品質の保持に努めること。